

特別栽培農産物に係る表示ガイドライン検討会（第1回） 議事要旨

1 日 時：平成18年9月15日（金） 13:30～16:10

2 場 所：農林水産省生産局第1会議室

3 出席者：別紙（委員名簿）

4 議事概要

（1）化学合成農薬のうち、節減割合の算定の対象となる農薬の考え方の整理
次のような意見があり、有機農産物JAS規格別表2農薬を節減対象外と整理することが了承された。

（森田委員）

有機農産物とのバランスから考えても、特別栽培農産物において有機農産物JAS規格別表2農薬を節減対象外とすることはかまわないと思う。

（大木委員）

コーデックスガイドラインで示されているもので、有機JASでも使用可能な農薬なのだから、整合性をとって、節減対象外とすることがよい。

（鶴田委員）

賛成。有機生産でも必要最小限の農薬使用は国際的に認められており、安全性にも不安があるものではない。有機農業を目指す農業者には非常にありがたい。生産者が取り組みやすい環境にすることは、多くの農業者が取り組むことで、全体として減農薬にシフトできる。

（和田委員）

いろいろな表示があって、なかなかその意味の詳細を理解するのは困難。消費者に内容が伝わらないようではいけない。有機農産物JAS規格別表2農薬を節減対象外とすることは賛成。

（牧野委員）

賛成。特栽培の取組が増えることが大事。消費者にも理解を深めてもらい、生産者も意欲を持って取り組めるようにしてほしい。

（2）その他（農薬及び肥料の使用状況の表示について）

①節減対象外の農薬を使用した場合の表示について（一括表示欄）

次のような意見があり、現行ルールでは、節減対象外の農薬を使用した場合、別途「〇〇使用」と表示することが求められているが、今後新たに節減対象外とする農薬も含め、このような農薬の使用状況については任意表示としてよいとすることが了承された。

（森田委員）

有機JAS規格と特栽培ガイドラインでは表示事項の考え方は違うということであるが、有機JASの農産物で使用していても表示しない資材について、特栽培では表示しなければいけないというのはおかしい。また、消費者は農薬不使用とあっても、その下に使っている資材を括弧書きしていると混乱してしまう。任意表示でよい。

（佐々木委員）

トレーサビリティが担保されていれば、節減対象外の資材の使用状況は、任意表示でよい。

②セット表示欄を含め、表示事項の簡素化について

次のような意見があり、表示内容が事実であることを前提の上で、重要な情報がきちんと伝わるような、わかりやすい簡潔な表示とする方向で事務局原案を作成し、各委員に意見を伺うこととされた。

(鶴田委員)

流通段階で受け入れられなかったり、セット表示の内容を店舗で確認できるのなら省略可能といっても、実際に対応できる小売店がほとんどないことなど、特裁の基準で栽培に取り組んでいる農家はたくさんいるが、表示するのをやめたものが多い。遵守率が上がったというのも、それについて行けない農家がやめてしまったからではないか。生産情報の提供ということであれば、生産情報公表農産物JAS規格が活用されればよい。

慣行基準についても、マイナー作物で基準が設定されていなかったり、地域で差がみられるなどの課題がある。農林水産省としても都道府県に対して指導を進めてほしい。

(佐藤委員)

消費者がどのような情報を求めているのかを把握する必要があるが、現行ルールのような複雑なものでなく、一目でわかるような表示方法がよい。ルールが頻繁に変わると困るが。消費者には分かりやすさ、事業者としては簡略化がよい。

(大木委員)

前回改正の検討において、地域の慣行と比較して5割低減で表示するほか、使用状況を回数で示すことは、情報提供のルールとしてとてもよいことと考えたが、慣行基準自体が地域によって異なり、低減割合だけでなく回数も考えなければならないなど、消費者にとってはかえって選びにくくなっている。回数を示すと内容を伴わないまま、数字だけで比較することになるので、回数表示は不要。

(藤沼委員)

慣行基準の用語は、施肥基準の考え方からきているだろう。肥料に関しては、土壌診断に基づいて、必要な施肥量を考えていく。農薬の場合は、地域ごとの栽培体系や病害虫の発生状況などが考慮される必要があるのではないか。肥料と農薬では、慣行基準の考え方が異なる。

(原委員)

特裁表示では、農薬が悪者と受け止められていることから、ネガティブな表示方法となっている。本来は、環境問題に取り組んでいることをアピールするものなので、ポジティブな表示となるべき。

(和田委員)

消費者としては、何が知りたいかと問われれば、みんな知りたいと答えるのではないか。その結果として、表示項目がたくさんありすぎて、本当に大事で知っておかなければいけない情報を見落としてしまうこともあるようだ。大事な情報だけをわかりやすく表示し、それ以外の情報は売り場で知りたい人が求めれば得られるような状況も考えてよいのではないか。

表示されていることだけでなく、表示が正しいかどうかも大事である。

前回改正の検討においても、農薬の種類や残留性などを考慮することなどいろいろ考えたが、結局、慣行基準と比較した農薬の使用回数で表示する以外にないとの結論に達した経緯が

ある。

(富沢委員)

資材の使用状況など、知りたいと思えば入手できる仕組みはかなり整ってきている。表示は簡素化すべき。セット表示はいらないのではないか。

(森田委員)

農薬や化学肥料を使用したというのは消費者にとってはネガティブに受けとられがちなので、書けば書くほど特裁が不利になってしまうのではないか。知りたい人だけが情報を得られるように情報提供の方法を工夫すればよい。

農薬は回数表示でなく、総量や濃度などを考慮すべきかなど、疑問がある。

(佐々木委員)

一般の農産物は農薬の使用状況を書かなくてもいい。特裁は使ったことを強調することになってしまい、慣行の農産物より不利な扱い。シンプルな表示がよい。知りたい情報が分かるようであればよいのではないか。

③その他

以下の意見があった。

(藤沼委員)

特裁の生産量などどれくらいあるのか、都道府県で認証されたものなどでわかれば知りたい。

(佐々木委員)

表示方法が変わることになるのならば、早く変更してほしい。来年の栽培計画に影響する。

都道府県によって、農薬の製剤ごとに取扱いの考え方が異なるものがある。統一してほしい。

(牧野委員)

有機や特裁の基準での栽培の普及を阻害している要因として、有機や特裁で使用できて、なおかつ防除効果が高い農薬が少ない。このような薬剤の開発や栽培技術の開発がもっと行われるべき。

5 今後の予定

- ・ 検討会での了承事項に従って、見直し案を作成し、検討委員に意見を求める。
- ・ 検討委員からの意見を踏まえ、ガイドライン改正原案を作成し、パブリックコメント募集。
- ・ パブリックコメントを踏まえ、ガイドライン改正案を作成。
- ・ 第2回検討会開催。ガイドライン改正案について検討。

「特別栽培農産物に係る表示ガイドライン」検討会委員名簿

氏 名	所 属・役職名
大木 美智子	消費科学連合会 会長
佐々木 陽悦	農業（宮城県大崎市）
佐藤 和男	日本生活協同組合連合会コープネット事業連合農産部 次長
◎ 田島 眞	実践女子大学 教授
鶴田 志郎	株式会社マルタ 代表取締役会長
富沢 彦昭	(社)全国中央市場青果卸売協会 幹事
原 耕造	JA 全農総合企画部 SR 推進事務局 事務局長
藤沼 善亮	(財)日本肥糧検定協会 顧問
牧野 孝宏	静岡県病虫害防除所 所長（植物防疫全国協議会会長）
森田 満樹	消費者（前(株)食品科学広報センター）
○ 和田 正江	主婦連合会 参与

（五十音別・敬称略）

注)◎:座長 ○:座長代理